

[討論]

○私は大阪維新の会大阪市議員団を代表して、議案第26号、大阪市立環境科学研究所条例を廃止する条例案他1件に対し、賛成する立場で討論いたします。

○平成26年12月に否決された環境科学研究所の廃止条例等が再び出されました、すでに府市共同の研究所を独立行政法人で設立する定款まで本市議会で議決しており、府議会の方では既に中期目標なども議決しているのだから当然であると思います。

○すでに何度も議論してきましたように、エボラ出血熱などの新興感染症の検査等を迅速に行えるようなハイレベルの研究所とするために、府と市で共同研究所を設立することは定款の可決で議会が合意した事項であり、市民の安全・安心のために早く進めるべきなのにそれを止めてしまう、全くおかしな話だと思います。

○府と市で範囲を分けているから2重行政ではないという意見は、全くもって公務員を守ることはできても、市民の安全を守ることはできない考えであると思います。食中毒も感染症も、通常1つの原因施設、1人の患者から発生して、それが大阪市内、大阪市内関係なく広がっていくのであり、それを患者の所在地で府と市でバラバラにやっているのだから、大多数の例が発見できていない、原因も追究できていないのであります。すなわち科学の目からは2重行政と言わざるを得ない、その結果として事業者は処分されずに助かっているかもしれませんが、市民の健康は守れていないのであります。

○独立行政法人化は公権力の行使の根拠となる検査を行うのになじまないということを言われていましたが、様々な公権力行使の根拠となる多くの感染症等の検査は、民間病院や民間の検査機関が既に行っているのであります。環境対策についても、排出事業者が民間登録機関で検査をしてそれを行政に届け出るのであり、事業者のために検査する行政の環境部門の存在意義はないのであります。さらに多くの行政分野で独立行政法人が立入調査や滞納処分などの公権力の行使までも行っているのであります。国立感染症研究所はバイオテロ等の対処のため国策として独立行政法人化されていないのですが、地方衛生研究所が独立行政法人化できないという理由は一切ありません。むしろ地方独立行政法人化することで、地域社会のニーズに応じた効果的・効率的な検査研究体制を迅速に構築することが可能になります。

○行政と一体となって環境政策を進めるために独立行政法人化はなじまないとも言われていましたが、実は

国の環境行政の根幹となる国立環境研究所は、自公政権が始まって間もなくの2001年4月と早い段階で独立行政法人化されているのであります。また大気や水は広い範囲で動くのは明らかですから、狭い政令市レベルではなくもっと広い範囲で取り組む方が良いのであります。

○さらに過去からも主張しておりますが、大きな研究所とするスケールメリットは極めて重要であり、大阪市では雪印集団食中毒事件で苦い経験をしているわけであり、府立公衆研究所が行った検査で毒素が検出されて営業禁止処分を下し、また北海道の工場で作られた脱脂粉乳が原因だったのが大阪府警の調べで分かった、真相究明も市としてできなかったわけであり、大規模食中毒は多くの検査をしないといけない、また研究者が知恵を出し合ってごく微量な毒素等を検出する方法を模索しないといけない、いっしょにやればもっと早くできたことと思います。同じことは食品への薬物混入事件や今後とも心配されるテロへの対応にも言えると思います。

○二つの研究所が統合することにより、そのスケールメリットを生かし健康危機事象発生時に初動体制をはるかに充実させることが可能になり、このような研究所の機能強化を図ることは、市民の健康を守ることに直結するものであり、統合を実現させることが行政の強い責務だと考えており、このように議会が途中で止めてしまうのは全くもっておかしな話だと思います。

○裏を返して言わせていただくと、メリットの明らかな衛生研究所の統合ですら途中で頓挫するなら、府市統合に反対している人たちが主張される話し合いでの解決は無理である、すなわち府と市がいくら話し合っても共同事業の実施や重要な事業の調整なり役割分担なりができないことは明らかである、そう申し上げて私の賛成の討論とさせていただきます。

○御清聴ありがとうございました。